

市町村における徴収事務に関する考察

前大阪府総務部市町村課税政グループ 岩本 靖弘

1. はじめに

大阪府内市町村（以下、「府内市町村」という。）においては、歳入総額に対する税収割合が約4割を占め、市町村税が重要な自主財源となっている。その収入額については、平成16年度以降増加していたものの平成20年の世界的な不況の影響により、平成21年度においては税源移譲前の水準に落ち込んでいた。また、府内市町村の市町村税の徴収率については図1のとおりであり、平成15年度以降平成19年度までは上昇していたものの、平成20年度以降低下に

転じ、平成21年度の徴収率は94.2%となっており、市町村税の収入確保が市町村にとって喫緊の課題となっている。

一方、各市町村においては、総務省が示した「地方公共団体における行政改革の推進のための新たな指針（新地方行革指針）」（平成17年3月29日付け総務事務次官通知）に基づいた集中改革プランを策定するなどして、定員管理の適正化のために職員数の削減を行ってきた。府内市町村における一般行政部門職員数は平成22年度に43,113人となり、平成17年度と比較し7,224人減少している。また、税務部門における職員数は平成22年度において3,099人となっており、平成17年度と比べ628人減少している。図2に一般行政部門職員数の推移、図3に税務部門職員数の推移を示した。

このように市町村における職員数が減少している現状を考えると、自主財源の収入確保や徴収率の向上のためには、組織としていかに効率よく市町村税を徴収するかが課題となる。そこで、近年多くの市

図1 市町村税の徴収率の推移

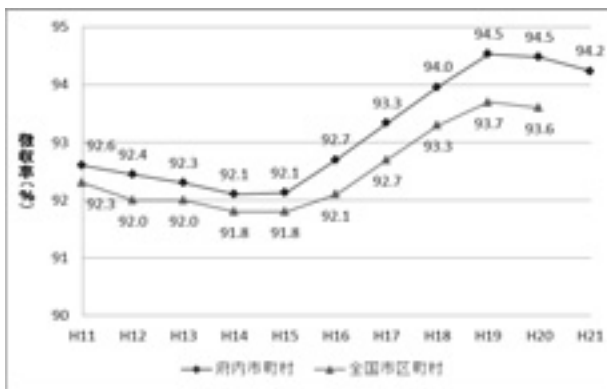


図2 一般行政部門職員数の推移

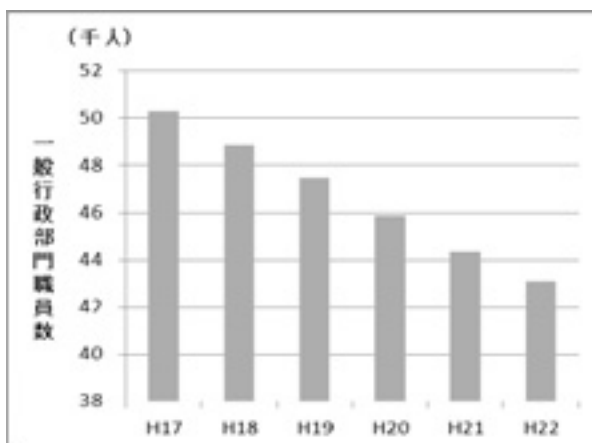
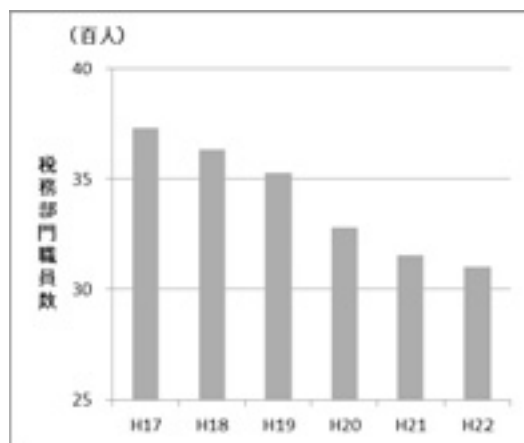


図3 税務部門職員数の推移



町村で導入が進められている民間委託の手法について紹介するとともに、徴収率の向上という課題に対する手立てを考察するものである。

なお、文中意見にわたる部分については、私見であることを予めお断りしておく。

2. 地方税における民間委託の現状

市町村における税務事務は、税を賦課する課税事務と税を徴収する徴収事務に大きく分類することができる。それぞれの事務について、現在、導入が進められている民間委託の状況は次のとおりである。

(1) 課税事務における民間委託

課税事務における民間委託は、徴収事務に比べ従来から積極的に実施されてきたといえる。例えば、納税通知書の作成・封入・発送や各種税務電算システムの開発・維持管理、固定資産の評価に関する補助業務が挙げられる。総務省自治税務局が行った「地方税の収納・徴収対策等にかかる調査」の結果によると、平成22年7月1日現在で納税通知書の作成については1,750市区町村中1,012市区町村が実施、電算システムの開発・維持管理については、1,511市区町村が実施しているとされており、これらの課税事務においては民間委託が浸透していることがうかがえる。

(2) 徴収事務における民間委託

徴収事務においては、公売対象となる財産の鑑定業務やインターネットオークションなど公売に関する業務について一定の民間委託が進められているが、滞納者に対する財産調査や滞納処分など守秘義務や公権力の行使にかかわる事務が多く、公売関連事務などを除いて積極的に民間委託されてこなかった。

しかし、生活環境の時代的变化に伴う納税環境の整備を目的として、平成15年度税制改正において地方自治法施行令が改正され、これまで認められていなかった地方税のコンビニエンスストア（以下「コンビニ」という。）での納付が可能となった。続いて、平成17年には規制改革・民間開放推進3カ年計

画が閣議決定されるとともに、「地方税の徴収に係る合理化・効率化の推進に関する留意事項について」（平成17年4月1日付け総務省自治税務局企画課長通知（以下、「平成17年課長通知」という。））により、徴収に関する民間への業務委託の推進について、公権力の行使に当たらない業務や公売・差押え・督促・立入調査などの公権力の行使に関連する補助的な業務については、民間委託することが可能であるとの見解が示された。さらに、「地方税の徴収対策の一層の推進に係る留意事項等について」（平成19年3月27日付け同課長通知（以下、「平成19年課長通知」という。））では、地方税の徴収対策の一層の推進を目的とした民間委託の代表的な事例が示されたところである。以下に、平成17年課長通知において民間委託することが可能とされた業務の例及び平成19年課長通知において代表的な事例とされたものについて記載する。

- 「地方税の徴収に係る合理化・効率化の推進に関する留意事項について」（平成17年4月1日付け総務省自治税務局企画課長通知）において民間委託が可能とされている業務の例
 - (1) 公権力の行使に当たらない業務についての民間委託の例
 - ・滞納者に対する電話による自主納付の呼びかけ業務
 - ・コンビニエンスストアによる収納業務
 - (2) 徴税吏員が行う公権力の行使（公売・差押え・督促・立入調査など）に関連する補助的な業務についての民間委託の例
 - ・インターネットオークションによる入札関係業務
 - ・不動産公売情報の配布・広報宣伝業務
 - ・公売対象となる美術品等の見積価額算出のための鑑定業務
 - ・差押動産（自動車、美術品、ワイン等）の専門業者による移送・保管業務
 - ・納税通知書・督促状等の印刷・作成・封入等の業務
 - ・調査で収集した軽油の性状分析業務

○「地方税の徴収対策の一層の推進に係る留意事項等について」（平成19年3月27日付け総税企第55号総務省自治税務局企画課長通知）において、徴収に関する業務で民間事業者の活用としての代表的な事例とされているもの

(1) 滞納者に対する納税の^{しやうよう}懲憑行為

ア) 催告状・督促状等の印刷・作成・封入等の業務

イ) 電話による自主的納付の呼びかけ業務

ウ) 臨戸訪問による自主的納付の呼びかけ業務

(2) 収納手法の多様化

ア) コンビニエンスストアにおける収納

イ) マルチペイメントネットワークによる収納

ウ) クレジットカードを利用した納付

(3) 差押・公売関連業務

3. 民間委託の事例

平成19年課長通知において示された民間事業者の活用の代表的な事例を個別に分析すると、次のとおりである。なお、(1)ア) 催告状・督促状等の印刷・作成・封入等の業務及び(3) 差押・公売関連業務については、多くの市町村において既に民間委託が進められていることから、ここでの説明は省くものとする。

(1) 滞納者に対する納税の懲憑行為

①電話による自主的納付の呼びかけ業務

電話による自主的納付の呼びかけ業務について、平成19年課長通知によれば、滞納者に対して地方税を滞納している事実、滞納税額等を伝え、自主的納付を呼びかけることや、納付意思や納付予定時期を確認すること等は、法令上徴収職員に限定する規定はないため民間委託することが可能とされている。一方で、滞納者の財産状況を把握するための質問は、国税徴収法第141条に規定する質問検査権の行使にあたるため、民間委託することはできないとされている。

なお、受託者に対しては、納税者の税務情報を取り扱うことから、個人情報の保護について適切な処置を行う必要があるとされている。

②臨戸訪問による自主的納付の呼びかけ業務

臨戸訪問による自主的納付の呼びかけ業務は、電話によるものとは異なり、実際に滞納者の自宅等を訪問し、納付の勧奨を行うものである。その業務内容は電話によるものと同様、法令上徴収職員に限定する規定のない納付意思の確認や納付予定時期を確認すること等については可能とされている。

臨戸訪問による自主的納付の呼びかけ業務においても、電話によるものと同様、個人情報の取扱いが問題点となるが、他の民間委託の手法と異なり個人情報を庁舎外へ持ち出すことが必要となる。業務効率を上げるために訪問数を増加させれば、その分持ち出す個人情報の量は増加し、情報漏えいに係る危険性も増加することになるため、適切な措置が必要となる。

(2) 納付機会の拡大

①コンビニにおける収納

金融機関の週休2日制の導入や夫婦共働き世帯の増加、都市活動の24時間化などの社会的変化が進展するにつれて、納税者の利便性の向上を図る必要性が高まり、収納窓口の拡大を目的として平成15年度税制改正において、新たに地方自治法施行令第158条の2が規定され、一定の基準を満たす私人に対して地方税の収納事務を委託することが可能となった。また、委託する者についての一定の基準については、各地方公共団体において状況が異なるため、具体的にはそれぞれの市町村の規則に委ねられた。

コンビニにおける収納委託の導入にあたり課題として挙げられるものとしては、初期費用としてのシステム導入費用が高額であることや収納代行会社へ支払う使用料の発生、他の収納方法と比べて高額な取扱手数料の問題がある。また、(1)と同様に納付データに含まれる個人情報の保護が問題とされており、現在コンビニにおける収納委託

を行っている市町村では、取り扱う個人情報をも最小限とするなどして一定のリスクの軽減を行っているが、納税者に関する情報が集積することに着目すると、引き続き個人情報の保護に対する取組を行っていく必要があると考えられる。

②マルチペイメントネットワークによる収納

マルチペイメントネットワークによる収納とは、公共料金を収納する企業や官公庁等の収納機関と金融機関とを結ぶ電子決済のためのネットワーク（マルチペイメントネットワーク）を利用して、税金や公共料金、各種料金などの支払いを行うものであり、通称ペイジー（pay-easy）と呼ばれている。例えば、パソコンを利用したインターネットバンキングや携帯電話を利用したモバイルバンキング、ペイジー対応のATMなどを利用することにより、金融機関の窓口に行くことなく納付することを可能としている。

マルチペイメントネットワークによる収納（以下「ペイジー収納」という。）における問題点としては、コンビニ収納と同様、導入に係る初期費用が高額であることや導入後の運用費用として月額利用料が必要となることや個人情報の保護の問題、納付環境の整備の状況としてペイジー収納に対応することができる金融機関のATMの設置台数が

少ないことなどが挙げられる。

③クレジットカードを利用した納付

地方税におけるクレジットカードを利用した納付（以下「クレジット納付」という。）については、「クレジットカードを利用した地方税の納付について」（平成18年3月13日付総務省自治税務局企画課長通知）において、地方税法第20条の6に規定する第三者納付による納付が可能であることが明確にされ、また、平成18年度地方自治法の一部改正によって、クレジット納付の手続きが納期限前になされれば、実際の決済日が納期限後であったとしても納期限内に納付したとみなされる取扱いとされたところである。

ただし、クレジットカード取引における決済の仕組みとしては、立替払い方式と債権譲渡方式があるが、債権譲渡方式による決済は地方税の徴収が公権力の行使にあたるため不適当とされており、前述のクレジット納付に係る総務省通知においても、立替払い方式による納付に限って導入が可能であるとされている。

クレジット納付における問題点も基本的にはコンビニ収納やペイジー収納と同様、個人情報の保護、納付データの処理にかかるシステム費用やその維持管理、更新等の追加費用によるコストの増

表1 民間委託の導入状況

民間委託	対象	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
コンビニ収納	府内市町村	10	15	21	24	27
	全国市区町村	102	167	251	378	486
	都道府県	23	32	41	44	47
ペイジー収納	府内市町村	0	1	2	2	2
	全国市区町村	3	6	11	21	25
	都道府県	10	12	16	16	17
クレジット納付	府内市町村	0	0	0	0	1
	全国市区町村	1	3	9	18	25
	都道府県	0	1	4	8	10
電話による自主的納付の呼びかけ	府内市町村	2	2	3	8	13
	全国市区町村	8	21	37	71	110
	都道府県	0	0	3	10	11
臨戸訪問による自主的納付の呼びかけ	府内市町村	-	0	0	0	0
	全国市区町村	-	2	3	11	11
	都道府県	-	0	0	0	0
(参考)対象団体数	府内市町村	43	43	43	43	43
	全国市区町村	1,842	1,827	1,810	1,797	1,750
	都道府県	47	47	47	47	47

※平成18年度「臨戸訪問による呼びかけ」は未調査

加があり、さらにクレジット納付では取扱手数料を定率とした場合、手数料負担が高額になるといった問題が挙げられる。

4. 徴収事務における民間委託の導入実績

次に、現在、民間委託を導入している市町村における状況については、表1のとおりである。平成22年7月1日現在において、コンビニ収納は486市区町村が実施しており、ペイジー収納及びクレジット納付を実施している市区町村はそれぞれ25市区町村となっている。また、電話による自主的納付の呼びかけ業務については110市区町村、臨戸訪問による自主的納付の呼びかけ業務については11市区町村で実施している。図4、図5に示しているように、府内市町村及び全国市区町村においては、平成18年度以降特にコンビニ収納及び電話による自主的納付の呼びかけ業務について導入している市区町村が増加していることがわかる。

図4 府内市町村の導入実績

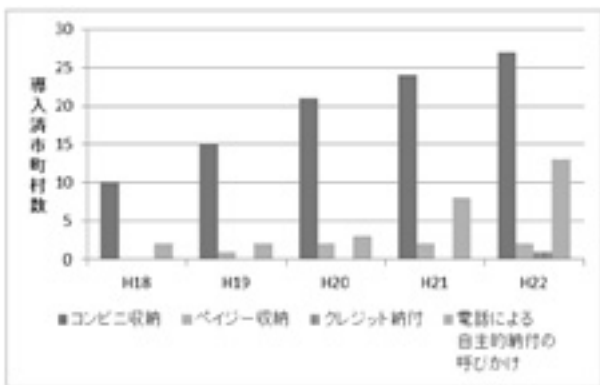
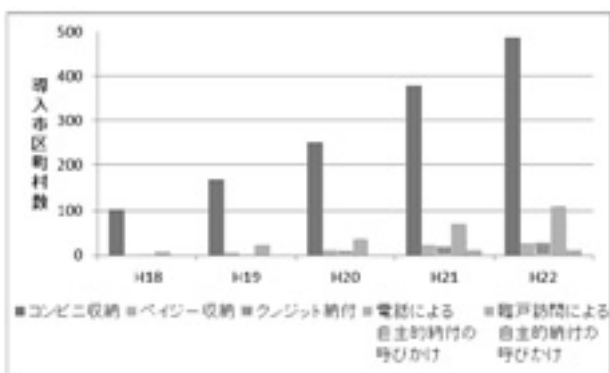


図5 全国市区町村の導入実績



5. 民間委託による効果

これまでは、民間委託の事例について述べてきたが、民間委託を導入することによるメリットについて整理を行う。

(1) 行政サービスの拡充

コンビニ収納やペイジー収納、クレジット納付は、今まで地方税を納めるための場所が金融機関に限られていた納税者の納付機会を拡大し、納税環境の整備に資するものである。休日・夜間を問わずいつでも納付することが可能となり、金融機関の窓口営業時間内に納付することが困難であった納税者の利便性が向上する。

しかし、ペイジー収納やクレジット納付については、対応できる金融機関が少ないことや費用負担の問題などがあり、現時点では積極的に導入されていない状況である。将来的には、電子申告がさらに広く一般に行われるなどネットワーク上での納税情報のやり取りが増加していくにつれて、ネットワーク上で手続きを行うことが可能なこれらの収納方法の導入を検討する必要性が高まっていくと考えられる。

(2) 滞納繰越額の削減

電話や臨戸訪問による自主的納付の呼びかけ業務は、納税者へ直接納付勧奨を行うことができるため、納税意識を高め徴収率の向上を図ることができ、その結果、現年度課税分の翌年度への繰越額を減少させることが期待できる。また、民間委託することにより時間的制約がなくなることから、休日、夜間などの閉庁時間中に業務を実施するなど、納税者のライフスタイルに合わせた柔軟な対応が可能となり、納付勧奨の機会が増加するものと考えられる。

さらに、初期段階における滞納繰越案件の対策として、電話による自主的納付の呼びかけ業務などの民間委託を実施することによって、徴収職員を財産調査や滞納処分等の公権力の行使にかかる業務に集中的に配置することができ、効率的な滞納整理が可能となると考えられる。

また、クレジット納付については、納税者が納税

資金を持ち歩かなくても納付ができ、手元に納税資金がなくてもクレジット決済が可能である点や立替払いにより第三者納付を行うために市町村においては滞納及びその後の徴収事務が発生しないという利点があるものの、(1)でも触れたように導入に至る課題は多いと考える。

(3) 事務の効率化

市町村税が金融機関で納付された場合、納付情報は納付(納入)済通知書として紙ベースで市町村に送付され、その納付情報を電算上の情報として取り込むためには入力作業を行う必要がある。ここで、3.(2)で述べたような納付機会の拡大に係る民間委託を実施することにより、納付情報が電子データとして市町村に送られることとなり、入力作業にかかる事務負担が軽減される。これにより、今まで入力作業に必要とされていた人員について、滞納整理などの業務に振り替えることが可能となる。

6. 徴収率を向上させるための方策の考察

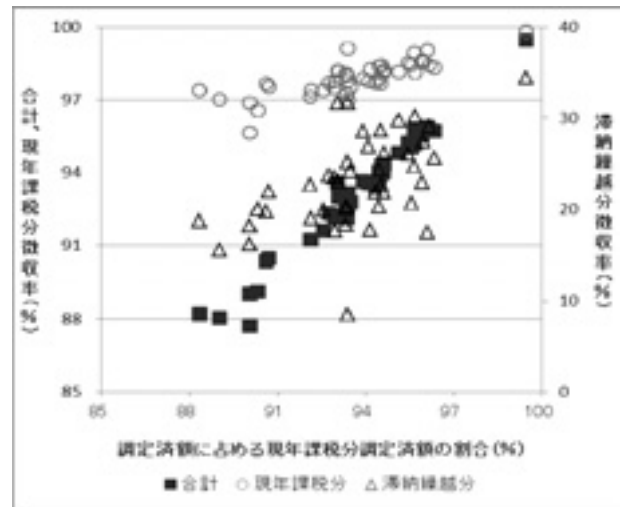
これまで、平成17年課長通知または平成19年課長通知等の内容に基づき民間委託が進められている事例について述べてきたが、これら民間委託の活用を図りながら徴収率を向上させるための具体的な方策について考察する。

(1) 現年課税分徴収率の向上

① 徴収率と調定済額に占める現年課税分調定済額の割合の関係

徴収率の向上を考察するにあたり、大阪府内市町村の平成21年度徴収率と調定済額に占める現年課税分調定済額の割合の関係を図6に示した。その傾向を見てみると、徴収率の高い市町村は現年課税分調定済額の割合が高く、逆に徴収率の低い市町村は現年度分調定済額の割合が低くなっている。このことから、徴収率を向上させるためには、現年課税分調定済額の割合を上げること、すなわち、現年課税分徴収率の向上を図り翌年度への滞納繰越額を減少させることが有効であると考えら

図6 徴収率と現年課税分調定済額の割合の関係



れる。

② 現年課税分徴収率を向上させることによる効果の検証

①において、徴収率を向上させるためには、現年課税分徴収率を向上させることが有効であると考えられることを述べたが、ここでは、現年課税分徴収率を向上させることによって得られる効果について検証する。大阪府内の市(政令市を除く。)における平成21年度の調定済額、収納済額、不納欠損額の平均額を用いて、翌年度以降の現年課税分徴収率を0.5%向上させたと仮定した場合の徴収率の推移を図7に、翌年度への滞納繰越額の推移を図8に示した。

以上のように、現年課税分徴収率を0.5%向上させることによって、現状の徴収方法を継続しそのまま徴収率が推移した場合と比較し、5年後には合計徴収率が1.1%向上し、滞納繰越額は約2割削減できることとなる。

③ 民間委託活用の有効性

①②において、現年課税分の徴収率を向上させることで、合計徴収率の向上が見込めることについて述べたが、市町村においては、職員数の削減によるマンパワーの不足も見受けられており、現年課税分の滞納に対して、納税催告や事後の納付確認、滞納処分など十分に対応出来ていない状況であると考えられる。

そこで、「5. 民間委託による効果」でも触れた

図7 現年課税分徴収率の向上による徴収率の推移

【平成21年度】	調定済額 (千円)	収入済額 (千円)	徴収率 (%)	不納欠損額 (千円)	翌年度への滞納 繰越額 (千円)
現年課税分	24,320,237	23,816,816	97.9	3,998	499,423
滞納繰越分	1,550,937	363,119	23.4	119,001	1,068,817
合計	25,871,174	24,179,935	93.5	122,999	1,568,240

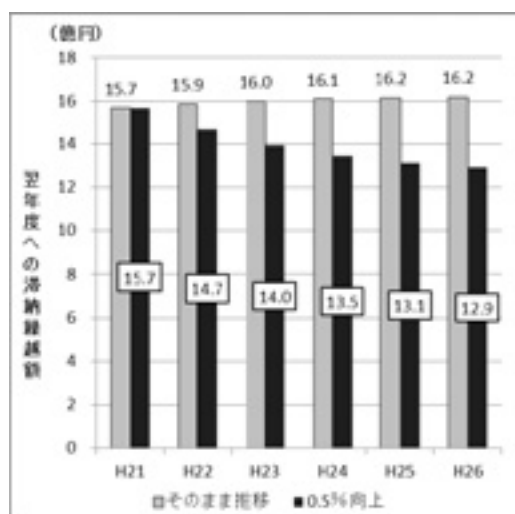
平成22年度以降、現年課税分徴収率を0.5%アップ

【平成22年度】	調定済額 (千円)	収入済額 (千円)	徴収率 (%)	不納欠損額 (千円)	翌年度への滞納 繰越額 (千円)
現年課税分	24,320,237	23,931,113	98.4	3,891	385,233
滞納繰越分	1,568,240	366,968	23.4	120,754	1,080,518
合計	25,888,477	24,298,081	93.9	124,645	1,465,751

【平成26年度】	調定済額 (千円)	収入済額 (千円)	徴収率 (%)	不納欠損額 (千円)	翌年度への滞納 繰越額 (千円)
現年課税分	24,320,237	23,931,113	98.4	3,891	385,233
滞納繰越分	1,312,958	307,232	23.4	101,098	904,628
合計	25,633,195	24,238,345	94.6	104,989	1,289,861

※なお、仮定するにあたり、現年課税分の調定済額及び滞納繰越分にかかる徴収率、調定済額に対する不納欠損額の割合（現年課税分 0.016%、滞納繰越分 7.7%）については、平成21年度から変動がないものとした。

図8 翌年度への滞納繰越額の推移



が民間委託の手法の中でも、納税者への直接的な納付勧奨が可能な「自主的納付の呼びかけ業務」が有効であると考えられる。これらについて民間委託した場合には、現年課税分の滞納者に対して受託者が集中的に納税の呼びかけを実施するため、短期間に多くの滞納者に連絡することが可能となる。その結果、完納となる者や一定期間内に納付が見込まれる者、納付の意思があるものの納付が困難な者、納付の意思がない者など滞納者の状況を早期に把握することができるため、その後の滞

納整理の参考となり、徴収率の向上が期待できるものと考えられる。また、あわせてコンビニ収納などの納付機会の拡大にかかる民間委託を実施することにより、常時納付が可能となる環境を整えれば、滞納の減少に寄与するものと思われる。

(2) 滞納繰越分徴収率の向上

(1) では現年課税分の徴収率向上について述べてきたが、これにあわせて滞納繰越分の徴収率を向上させることも必要である。

民間委託の業務について、納税者への直接的な納付勧奨が可能な「自主的納付の呼びかけ業務」以外にも、公権力の行使に該当しない事務として分割納付にかかる納付状況の確認なども委託することが可能である。これらの事務については、多くの手間を要し、徴収職員が滞納整理に集中的に取り組むことを妨げる要因の一つとなっている。これを民間委託することにより滞納者の状況の整理が一定可能となり、滞納整理の効率化が可能となる。

また、民間委託を導入することによって、これらの業務に割りあてていた人員を滞納整理の業務に割りあてることができ、より迅速な納税資力の調査や

滞納整理事案の適切な見極めが可能となり、差押えや滞納処分等の執行停止などの滞納整理事務の推進が図られる。そのためには、滞納整理における専門的な知識やノウハウを蓄積している徴収事務経験者を重点的に配置することが必要であると考えられる。しかしながら市町村のなかには短期的な人事異動が繰り返されていることから、組織として専門的な知識やノウハウの蓄積を図ることができていない市町村も見受けられる。そのような市町村においては、例えば専門的な知識やノウハウを有する国税OBなどを活用するなどして徴収体制を強化していくことも検討する必要がある。

7. さいごに

本稿において徴収事務における民間委託の状況や地方税の徴収率の向上について検討を行ってきたが、近年導入が進められている民間委託については、他の市町村で導入しているから横並び的に導入を検討するといった理由のみでは、成果を挙げることは困難である。徴収率の向上を達成するためには、あわせて業務内容の見直し、徴収体制の整備も見据えた総合的な観点から行うことが必要である。

現在の市町村においては、職員数の恒常的な不足により、催告文書の送付や収納金の消込業務など、徴収職員が民間委託の可能な事務に従事していることも多くあると考えられる。それぞれの市町村に最も適した徴収体制を構築していくためには、従前の業務内容を十分に分析し、さらなる効率化を図っていく必要があり、平成19年課長通知において代表的な事例とされた民間委託の手法は、その効率化を図る上での一つの手段であると考えられる。これらの手段の活用を契機にして、徴収職員とそれ以外の職員の役割の明確化を図り、公権力の行使に該当しない事務については徴収職員以外のものや民間委託の導入により実施し、徴収職員は本来すべき公権力の行使に該当する滞納処分等に集中的に取り組む環境を整え、全般的な業務の見直し、組織の底上げを図っていくことが重要である。

時代の先後を問わず、徴収事務の原点にあるもの

は公平、公正な徴収の実現である。徴収職員が滞納整理の原点を再認識し適切な徴収事務を執行することにより、徴収率の向上の達成につながり、納税者から信頼される税務行政の運営が可能となると考える。

参考文献

- 総務省自治税務局企画課「地方税の収納・滞納対策等に係る調査結果」(平成18年～平成22年)
- 総務省自治行政局公務員部給与能率推進室「地方公共団体定員管理調査結果」(平成17年～平成22年)
- 「平成21年度 市町村税徴収実績」『自治大阪11月号別冊データ集〈税財政編Ⅰ〉』大阪府市町村振興協会 2010年11月
- 稲沢 克祐「自治体 歳入確保の実践方法」学陽書房 2010年10月
- 森信 茂樹「日本の税制 何が問題か」岩波書店 2010年9月
- 柏木 恵「自治体のクレジット収納 導入・活用の手引き」学陽書房 2007年11月
- 林 仲宜「徴税の民間委託はどこまで可能か」『税』ぎょうせい 2004年8月号
- 柏木 恵「徴収業務効率化手法の必要性とその課題～コンビニ収納、クレジット収納等の納税システム導入にあたって」『税』ぎょうせい 2006年8月号
- 高村 茂「税金のクレジットカード納付のメリットと課題～藤沢市の軽自動車税クレジット収納システム導入をサポートして」『税』ぎょうせい 2006年8月号
- 阪田 和生「堺市の税徴収業務における民間活用～そこに至る背景とそのシステム、今後の課題など」『税』ぎょうせい 2006年8月号
- 木村 琢磨「租税行政における民間委託の可能性とその課題～法理論的な観点から考える」『税』ぎょうせい 2007年9月号
- 柏木 恵「地方税務と民間との協働化メニュー～ラインアップの現状と今後、その検討課題まで」

『税』ぎょうせい 2007年9月号

- 平木 省「地方税の収納事務に係る民間委託の容認について」『地方税』地方財務協会 2003年5月号
- 川窪 俊広「地方税の収納に係る合理化・効率化の一層の推進について」『地方税』地方財務協会 2005年7月号
- 寺崎 秀俊「地方税の徴収対策の現状と課題」『地方税』地方財務協会 2006年10月号
- 寺崎 秀俊「地方税制の現状と課題～税体系の抜本的改革と地方分権改革に向けて～」『地方税』地方財務協会 2007年9月号
- 清水 啓太「地方税の徴収対策の現状等について」『地方税』地方財務協会 2008年12月号
- 清水 啓太「地方税の徴収対策の現状等について」『地方税』地方財務協会 2010年2月号
- 仁藤 司史「地方税の徴収対策の現状等について」『地方税』地方財務協会 2011年2月号
- 平木 省、谷口 謙治「納税環境整備のための改正等」『改正地方税制詳解（平成15年）』地方財務協会 2003年8月
- 「地方自治法の改正について②」『自治大阪』大阪府市町村振興協会 2006年10月号
- 泰中 健次「減少を続ける職員数への対策について～目標定数と民間委託の推進～」『自治大阪』大阪府市町村振興協会 2008年4月号